

年末調整 よくある間違い



◆ 本人・扶養情報に関する内容 ◆

内容	原因	正答例	注釈
「控除対象配偶者」と「配偶者」の有無とを間違えて、扶養していない配偶者を有で申告していた。	「結婚している」と「扶養している」を同一のものだと思い発生した。	結婚していますか？ はい 配偶者を扶養しますか？ いいえ	⑨夫婦の双方がお互いに控除の適用を受けることはできない。相手が控除を受ける場合はもう一方は扶養にすることはできない。
配偶者の給与収入が200万円（所得133万円未満）で月々の扶養控除は対象外の為、配偶者特別控除の申告をしなかった。	月々の控除対象の扶養の範囲（所得95万円以下）ではないが、所得が133万円までは配偶者特別控除を受けられることを知らなかった。	結婚していますか？ はい 配偶者を扶養しますか？ はい ※配偶者特別控除の場合も「はい」を選択	⑨配偶者の合計所得が133万円（給与収入のみなら年収201万6千円）まで配偶者特別控除が受けられる。
扶養親族が年の途中で亡くなり、扶養からはずしていた。	扶養親族が年の途中で亡くなった場合は控除できないと思っていた。	☒ 今年扶養親族がなくなった扶養親族の死亡年月日を入力	⑨控除対象配偶者または扶養親族の方が年の途中で亡くなった場合、その年内は所得税の控除を受けることができる。ただし、翌年以降は控除を受けることができなくなる。
配偶者が年の途中で亡くなりひとり親になったが、配偶者控除を受ける為ひとり親で申告しなかった。	配偶者が年の途中で亡くなり、配偶者控除を受ける為、ひとり親控除はできないと思っていた。	夫または妻と 死別・離婚・生死不明 に該当しますか？ はい 配偶者の状況は？ 死別	⑨寡婦／ひとり親については12月31日時点での状況による為、死別で配偶者控除とは別にひとり親控除を受けられる。
扶養親族の年金収入を入力し扶養の対象外となった。	年金所得ではなく、実際に受けた年金収入額を入力してしまった。	オフィスステーションでは収入金額をいれると所得が自動計算される。	⑨年金収入は雑所得となる為、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算する。
退職手当を受け取った扶養親族をありにしてしまう。	前回のシステムの質問「退職手当を有する扶養親族/配偶者」に扶養親族や控除対象配偶者を登録してしまった。	退職手当を受け取っていない場合は、前回システム「なし」で登録したが、オフィスステーションでは、退職手当を受け取った扶養親族を改めて入力する質問はない。	⑨2023年から、「住民税に関する事項」が追加。所得税では合計所得金額に退職所得を含むが住民税では含まない為、住民税では扶養の対象になるケースがある為追加となった。

◆ オフィスステーション入力時の注意事項 ◆

・環境依存文字については「当社登録名」を新字体とさせていただいておりますので、ご了承ください。

例：「崎」→「崎」、「高」→「高」、「昇」→「昇」、「吉」→「吉」など

・オフィスステーションAI-OCR(画像認識)機能による保険料控除証明書の反映には最大1日かかる場合がございます。時間に余裕のある方は手入力してください。

・控除証明書の画像の添付が必要となります。オフィスステーションでの申告前に事前に画像をご用意いただくか、途中でカメラマークより撮影してください。

◆ 保険料控除に関する内容 ◆

内容	原因	正答例	注釈
保険料 「保険料振込額」と「参考年間支払い額」との入力間違い。	12月迄の年間支払い予定額を記載するところ、証明書届いた時点までの払込額を入力した。	解約しない場合は12月までに支払う「参考年間支払い額」で申告する。	④本年1月以降生命保険料控除証明書を発行する時点までにお払込みいただいた金額と、その年の12月末日までに支払った場合の金額が証明書に記載される。
保険料控除を申告したが添付ファイルもれ。	・証明書が未着の為、添付できない ・添付忘れ	オフィスステーションでは添付が無い場合は送信エラーとなる。	④申告したものは必ず証明書を添付してください。
保険料控除 複数の保険を合算していた。	それぞれの保険料を入力するところまとめてしまった為。	生命保険料は「一般の生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」の3種類あり。種類ごとにそれぞれの欄に記載する。	④加入している生命保険会社などから郵送される「保険料控除証明書」の記載内容を「申告書」にそれぞれ転記する。
保険料控除で添付ファイルがあったが、入力なし。	・控除額上限に達した為入力せず ・入力忘れ	画像を添付したら入力し、原本も送付する。(控除額の上限を超えた場合も同様)	④申告したのものには必ず証明書を添付すること。(画像の添付があった場合は上限を超えていても当社で追加入力となる)
保険料控除で写真添付時に保険会社名等必須事項が写っておらず差し戻し。	写真の画像がピンボケ、切れている、証明書の全部が写ってない等、入力データとの整合性がとれない。	画像添付時に、画像を確認して添付する。	④画像がぼやけている、切れている場合は再度撮影し添付を依頼することがある。
生命保険料 「一般」と「介護医療」をわけずに合算していた。	一つの保険契約の中で「一般」と「介護医療」と二つに区分が分かれている為。	「一般」と「介護医療」それぞれわけて申告する。	平成24年から、生命保険料控除の区分に、「介護医療保険料控除」が新設され、入院・通院などにもなう給付にかかる保険料は「介護医療保険料」に区分された。
生命保険料 「一般」と「介護医療」の区分を間違えて申告していた。	転記ミス	「一般」と「介護医療」申告箇所が異なる為、項目に注意して間違えないように申告する。	④「控除証明書」を見ると、それぞれの契約がどの種類なのかかわかるので、種類ごとにそれぞれの欄に記入する。
社会保険料 前職で支払った給与天引き分の社会保険料を入力した。	前職の源泉徴収票にのっている社会保険料を入力した為。	給与天引き分は社会保険料控除に入力不要	④前職の源泉徴収票や、給与・賞与などから天引きされている社会保険料は保険料控除申告書へ入力不要です。
社会保険料 個人で納付した健康保険料の金額が違う。	その年の1月から12月に支払った金額ではなく、1月分から12月分の保険料を申告した為当年支払いではない金額が含まれていた。	社会保険の種類、支払先名称、保険の対象者の氏名、続柄 本年中に支払った保険料等の金額を入力する。	④国民年金保険料や国民健康保険料など、当年1月から12月に個人で納付(振込など)した社会保険料がある場合は社会保険料控除を使用して控除する。
今年支払予定の社会保険料を昨年1月～12月迄の間に前納し、その分をいつの社会保険料控除の対象にしたいかわからない。	今年支払予定の保険料だったので、前納しても今年の控除になるかと思った。	前納分の社会保険料は次の2つから選択可能 ①納めた年に全額控除する方法 ②各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法	④平成26年4月から「2年前納」制度が始まり、国民年金保険料に係る社会保険料控除の方法については、納めた年の控除と確年分の控除を選択することができる。(申し込みが必要)
扶養親族の年金から天引きされている介護保険料を申告した。	扶養親族は年金収入のみで働いておらず、生計を一にしているので年金天引きでも扶養親族分は控除できると思った。	扶養親族の年金からの天引きや扶養親族名義の口座引き落としの場合は、扶養者が支払ったとみなされ控除不可。	④介護保険料などの社会保険料が、扶養親族の公的年金から天引きされている場合、支払ったのは扶養親族になる為、社会保険料控除の対象にはならない。
生計を一にする子供の過去の国民年金保険料を一括して支払ったが、社会保険料控除で申告しなかった。	過去の年分のもものは今年支払っても控除の対象にならないと思っていた。	当年1月～12月に支払った保険料であれば、過去の年分のもでも今年分の社会保険料控除の対象となる。	④生計を一にする扶養親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、生計を一にしていた期間に支払った社会保険料を控除の対象とすることができる。